

## 一般社団法人泉青年会議所 運営規程

### (目的)

第1条 本規程は一般社団法人泉青年会議所（以下「本会議所」という。）の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめる為、諸会議、運営、その他庶務に関する事項を規定する。

### (会議)

第2条 本会議所は、その目的を達成する為に、次の会議を開催する。

- (1) 総会
- (2) 理事会

2 本会議所は、法令に定めるものの他に、必要に応じて次の会議を開催する。

- (1) 正副理事長会議
- (2) 委員会
- (3) 室会議
- (4) 出向者会議

### (総会)

第3条 総会に関する事項は、本会議所定款に定めるものの他に、次の通りとする。

2 総会は、一般社団・財団法人法上の社員総会とし、毎年1月又は2月に開催される通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

3 統括者は、専務理事がこれにあたる。

4 構成者は、全ての正会員とする。

5 総会では、以下の事を行う。

- (1) 本会議所定款第22条に定められた事項に関する審議及び議決
- (2) 理事会から委任された事項に関する審議及び議決
- (3) その他、本会議所の運営に必要な事項に関する審議

6 統括者は、総会1週間前までに全ての正会員に通知しなければならない。但し、定款第23条の2に基づく議決権の行使を認める場合は2週間前までに正会員に通知をしなければならない。尚、通知内容は次の通りとする。

- (1) 日時
- (2) 場所
- (3) 議事
- (4) 総会資料

7 前項に定める通知を電磁的方法により行う場合は、事前にその旨の了承を各々の正会員から書面により得なければならない。

### (役員の仕事)

第4条 本会議所の役員は、定款に定める事項の他に次の仕事を有する。

#### (1) 理事長

イ. 本会議所を代表し、総ての事業の総括責任をもつ。

ロ. (公社)日本青年会議所における総会、東北地区協議会及び宮城ブロック協議会における会員会議所会議に出席し本会議所の有する議決権を行使及び質問、意見等の発表を行う。

#### (2) 理事

イ. 理事は、本会議所の目的達成の為に、事業を企画、検討、実施し、且つその成果を確認して、報告書を理事長に提出する。

### (3) 監事

イ. 監事は、本会議所の業務及び財産状況を監査し、必要ある時は理事長に報告書を提出しなければならない。

2 前項第2号の理事の中から、次の役職を与え、本会議所の目的達成の為に任務を負うものとする。

#### (1) 副理事長

イ. 理事長と連絡を密に行い、常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営の為、一体となって努力する。

ロ. 会務並びに総務を分担し、各々分掌の室を統括する。

ハ. (公社)日本青年会議所及び各地青年会議所との情報交換。

ニ. 理事長に事故あるとき、又は欠けたとき、あらかじめ理事会において指名した順序によりその職務を代行する。

#### (2) 専務理事

イ. 理事長及び副理事長と連絡を密に行い、常に意見の調整と統一をし、本会議所の運営の統括をし、対外的な活動の為、一体となって努力する。

#### (3) 財務担当理事

イ. 専務理事と連絡を密に行い、現金、預金の出納及び会費徴収等、財産を管理し、本会議所の円滑な運営の為、一体となって努力する。

#### (4) 事務局長

イ. 専務理事と連絡を密に行い、事務の全て及び職員の統括、指導し、本会議所の円滑な運営の為、一体となって努力する。

#### (5) 委員長

イ. 当該委員会に属する会員を統括し、本会議所の目的達成の為に、事業を企画、検討、実施し、且つその成果を確認して、報告書を室長、副理事長を経て、理事長に提出する。

3 本会議所は、理事のうちより、必要に応じて室長を設置する事ができる。室長の任務は次の通りとする。

(1) 当該室に属する委員会を統括し、活発且つ円滑な活動を計り、各委員会の連絡調整を図る。

(2) 担当副理事長と連絡を密に行い、常に意見の調整と統一をし、委員会の円滑な運営の為、一体となって努力する。

#### (理事会)

第5条 理事会に関する事項は、本会議所定款に定めるものの他に、次の通りとする。

2 理事会は、原則として毎月第2木曜日に開催する。但し、理事会の承認を得た場合はこの限りではない。

3 統括者は、総務を掌理する理事がこれにあたる。

4 構成者は、理事長、理事、監事、直前理事長とする。

5 理事会では、以下の事を行う。

(1) 本会議所定款第45条に定められた事項に関する審議及び議決

(2) 正副理事長会議から委任された事項に関する審議及び議決

(3) 議案提出者から提出された議案の協議

(4) その他、本会議所の運営に必要な事項に関する審議及び協議

6 各委員長の代理として副委員長の出席を認める。但し、議決権及び発言権は有さないものとするが、意見を求められた場合は発言することができる。

7 議案提出者は、理事とする。又、資料は会議5日前までに、会議の統括者に電磁的方法により提出する。その他、資料が必要な場合は議案提出者が必要部数用意しなければならない。

8 統括者は、前項で提出された資料を取り纏め、会議3日前までに理事会構成者に電磁的方法により、提出しなければならない。

9 本会議所定款第39条に定める「特別な利害関係を有する理事」とは、1円以上の利害に関わる決議とする。  
(正副理事長会議)

第6条 正副理事長会議に関する事項は、次の通りとする。

2 正副理事長会議は、原則として毎月第4木曜日に開催する。但し、理事会の承認を得た場合はこの限りではない。

3 統括者は、専務理事がこれにあたる。

4 構成者は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事とする。その他、理事長が必要に応じて室長、委員長及び局長を召喚する事ができる

5 正副理事長会議では、以下の事を行う。

(1) 議案提出者から提出された、理事会に上程される議案に関する協議

(2) その他、本会議所の運営に関する重要な事項

(委員会)

第7条 委員会に関する事項は、本会議所定款に定めるものの他に、次の通りとする。

2 委員会は、毎月1回以上開催する。

3 統括者は、委員長がこれにあたる。

4 構成者は、委員長1名、副委員長1名以上、運営幹事及び委員を若干名置く。副委員長及び運営幹事は理事長が指名し理事会の承認を経て任命する。委員は理事長が指名する。

5 副委員長又は運営幹事が重大な法令違反又はこれに類する非行を行った場合、理事会は当該副委員長又は運営幹事を解任することができる。

6 委員会では、本会議所の目的達成に必要な事項に関する審議及び協議を行う。

(室、会議体、特別委員会)

第8条 室、会議体、特別委員会に関する事項は、本会議所定款に定めるものの他に、次の通りとする。

2 本会議所の目的を達成する為に、必要に応じて室、会議体、特別委員会を設置する事ができる。

3 各室は、室に属する委員会を把握する為に、必要に応じて室会議を開催する。

4 各室の統括者は、室長がこれにあたる。

5 会議では、以下の事を行う。

(1) 室に属する委員会の活動報告

(2) その他、必要と思われる事項に関する審議及び協議

6 会議体、特別委員会の運営は、本規程第7条に準ずるものとする。

第9条 定款第49条に基づき、委員会を設置する事ができる。

2 各委員会、共通の職務分掌は、次の通りとする。

(1) 定款及び諸規程の内容を厳守

(2) 国内外の各種大会、事業、行事及びセミナー等への参加

(3) 例会・委員会出席率100%達成の為の手法の調査、研究及び実施

(4) 会員拡大に関する業務

(5) 理事長の諮問に関する業務

(6) 各事業への協力及び参加

3 委員会毎の職務分掌は、理事会で決議する。

(出向者会議)

第10条 出向者会議に関する事項は、次の通りとする。

- 2 出向者会議は、必要に応じて開催する。
  - 3 統括者は、理事長がこれにあたる。
  - 4 構成者は、理事長及び出向者とする。
  - 5 会議では、以下の事を行う。
    - (1) 出向者による活動報告
    - (2) その他、必要と思われる事項に関する協議及び審議
- (例会)

第11条 例会に関する事項は、本会議所定款に定めるものの他に、次の通りとする。

2 例会は、原則として毎月第3木曜日に開催する。但し、開催日に関しては理事会の承認を以って設定するものであり、必ずしも原則にとらわれるものではない。

(出席)

第12条 正会員は年間出席率の最低限界を60%とする。出席率とは、総会、例会、委員会及び全体行事の出席率をいい、役員の場合は理事会、新入会員の場合は新入会員セミナーの出席率を含む。

- 2 全ての会合に於いて、欠席、遅刻、早退する場合は、事務局まで必ず届けなければならない。
- 3 理事長が委員会に出席した場合、要出席回数及び出席回数に各1回を加えて算出する。
- 4 副理事長及び専務理事が担当委員会に出席した場合、要出席回数及び出席回数に各1回を加えて算出する。
- 5 下記の会合にあらかじめ届け出て出席した会員は、出席した旨を理事長まで文書で報告した場合、要出席回数及び出席回数に各1回を加えて報告書の受理された時に出席率を算出する。但し、主催者側もしくは委員会委員長承認印を必要とする。

- (1) JCI諸会議
- (2) 全国大会、各地区大会、各ブロック大会
- (3) 各地JCの認承認伝達式及び記念式典
- (4) 各地青年会議所例会
- (5) その他理事会が認めた場合
- (6) 数日間に亘って開催される会合は1回として扱う

6 病気(要医師の診断書)及び海外出張等の為、長期間に亘り出席不能な場合は、その旨の届けを理事長宛に提出し、受理された日より出席の義務を免除する。

7 JC関係の公務の為にあらかじめ届け出て総会、例会、委員会及び理事会に欠席した場合は出席したものと取り扱う。

8 正会員は、原則として、全て会合に出席する際にはスーツ着用の上、JCバッジ及びネームプレートを佩用しなければならない。但し、特別の指定があるときは、当該指定に従うものとする。

(事務局)

第13条 事務局に関する事項は、本会議所定款に定めるものの他に、次の通りとする。

- 2 事務局には、事務局員を置くことができる。
- 3 事務局員は、理事会の承認を得て、理事長が任免する。
- 4 事務局員の給料等は、理事長が理事会の承認を得るものとする。

(褒賞)

第14条 本会議所における褒賞は、青年会議所運動に顕著な功績のあった個人、団体、委員会に対して、理事会の決定により褒賞を行う。尚、褒章の方法等については、その都度理事会で決定する。

- 2 年間出席率が100%の会員は褒賞する。出席すべき会議、会合は理事会において別に定める。
- 3 その他、功績が認められた者は褒賞する。

(細則)

第15条 本規程の施行に関する細則は、理事会の決議を以って定める。

附 則

- 1 本規程は平成25年7月1日より施行する。(平成25年6月12日理事会決議)
- 2 本規程は平成26年1月1日より施行する。(平成25年12月12日理事会決議)
- 3 本規程は平成27年9月1日より施行する。(平成27年8月12日理事会決議)
- 4 本規程は平成29年9月1日より施行する。(平成29年8月10日理事会決議)
- 5 本規程は令和2年9月1日より施行する。(令和2年8月13日理事会決議)
- 6 本規程は令和4年10月6日より施行する。(令和4年10月6日理事会決議)